【テーマ５】検討の方向性について

資料７

現行計画の基本目標５「環境保全に係る情報提供と連携の促進」においては、「情報提供と意識啓発」、「環境保全活動の推進」、「環境教育・環境学習の推進」の３つの方向性を示しています。

新たな環境基本計画においては、テーマ５「パートナーシップで広げる学びと行動のしくみづくり」の中に次の２つの取組の柱を置き、それぞれの方向性については、次のとおり検討しています。

１　２つの取組の柱

（１）環境教育等による環境配慮行動の促進

（２）多様な主体との連携・協働による環境保全活動の推進

２　各取組の方向性

（１）環境教育等による環境配慮行動の促進

区民一人ひとりが暮らし、事業活動において環境に配慮した行動を実践できるよう、特に子どもたちに向けた環境教育を推進します。子どもから親世代への波及効果に期待するとともに、将来世代にも受け継がれるよう継続的に環境学習・体験の機会を提供していきます。

（２）多様な主体との連携・協働による環境保全活動の推進

中野区全体で環境に配慮した行動が実践されるよう、区民・事業者等の行動変容に向けて、区・区民・事業者が一丸となって取り組んでいきます。

３　各取組における課題

（１）環境教育等による環境配慮行動の促進

○環境に配慮した取組を行っている区民を増やしていく必要があります。

○区は、区民による積極的な環境配慮行動の実践に向けて、様々な啓発事業を実施していますが、その認知度は高くありません。環境に関する事業の認知度や参加者数を向上していく必要があります。

○また、出前講座などの啓発事業は、要望を受けてから出向くだけではなく、積極的な発信が必要です。

（２）多様な主体との連携・協働による環境保全活動の推進

○区民や地域団体等と連携した取組を増やしていく必要があります。

○環境に関する取組を持続可能なものにするためには、多様な主体の参画が求められます。

○区にはSDGsパートナーなど様々な連携団体があります。こうした団体等と区民等の行動変容に向け協働して取り組んでいくため、関係を強化し、具体的な活動の検討を進めていく必要があります。

○また、区民等の行動変容を促進するとともに、まち全体に自然と環境配慮の取組が広がっていくようなインセンティブ事業や仕組みづくりを検討する必要があります。